

一般廃棄物処理実施計画

令和6年度

船橋市

目 次

第1章	ごみ	
第1節	排出の状況(計画量)	1
第2節	処理主体	1
1.	家庭系一般廃棄物	1
2.	事業系一般廃棄物	2
第3節	収集計画	2
1.	家庭系一般廃棄物	2
2.	事業系一般廃棄物	4
3.	排出禁止物の処理方法	5
第4節	中間処理計画	6
1.	中間処理施設の概要	6
2.	廃棄物の処理手数料に係る事項	7
第5節	最終処分計画	8
1.	最終処分場の概要	8
第6節	その他	9
1.	家庭系一般廃棄物発生の抑制等のための方針に関する事項	9
2.	事業系一般廃棄物発生の抑制等のための方針に関する事項	10
3.	その他一般廃棄物発生の抑制等のための方針に関する事項	10
4.	一般廃棄物処理業の許可に係る事項	11
第2章	生活排水	
第1節	排出の状況(計画量)	12
第2節	処理主体	12
第3節	収集計画	12
第4節	中間処理計画	12
1.	し尿処理施設の概要	12
2.	処理される一般廃棄物の量及び処理施設	12
3.	処理施設の概要	13
第5節	最終処分計画	13
第6節	その他	13
1.	一般廃棄物排出の抑制等のための方針に関する事項	13
2.	一般廃棄物の処理に関し必要な事項	13

第1章 ごみ

第1節 排出の状況（計画量）

（単位：t／年）

一般廃棄物の種類		排出量	排出量	
			家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
可燃ごみ※		144,900	100,100	44,800
不燃ごみ		3,000	3,000	0
粗大ごみ		7,570	5,600	1,970
資源ごみ	ビン	3,900	3,656	244
	カン・金属類	2,453	2,411	42
	ペットボトル	2,210	2,203	7
使用済み小型家電		69	69	0
有価物		13,100	13,100	0
食品残渣		972	0	972
へい死動物死体		16	13	3
脱水汚泥		1,400	1,400	0
胞衣及び産褥汚物等		4	0	4
合 計		179,594	131,552	48,042
参考（令和5年度計画量）		200,913	149,577	51,336
（増 減）		▲21,319	▲18,025	▲3,294

※可燃ごみの排出量は令和5年度計画量と比較し、14,300t減少（うち、家庭系一般廃棄物は12,100t減少、事業系一般廃棄物は2,200t減少）を見込んでいる。

第2節 処理主体

1. 家庭系一般廃棄物

一般廃棄物の種類	中間処理		最終処分	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営）	焼却	市（委託）	埋立・資源化
不燃ごみ	市（直営）	破碎・選別	市（委託）	埋立・資源化
粗大ごみ	市（直営）	破碎・選別	市（委託）	埋立・資源化
資源ごみ	市（委託）	資源化	—	—
使用済み小型家電	市（委託）	資源化	—	—
有価物	事業者	資源化	—	—
へい死動物死体	市（委託）	焼却	市（委託）	埋立
脱水汚泥	市（直営）	焼却	市（委託）	埋立

2. 事業系一般廃棄物

一般廃棄物の種類	中間処理		最終処分	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営）	焼却	市（委託）	埋立・資源化
粗大ごみ	市（直営）	破碎・選別	市（委託）	埋立・資源化
資源ごみ	市（委託）	資源化	—	—
食品残渣	事業者	資源化	—	—
へい死動物死体	事業者	焼却	事業者	埋立
包衣及び産褥汚物等	事業者	焼却	事業者	埋立

第3節 収集計画

1. 家庭系一般廃棄物

① 家庭系一般廃棄物の分別

排出者（市民）は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年船橋市条例第14号。以下「条例」という。）第4条に規定する責務を遵守し、条例第10条に規定する廃棄物の減量及び資源化に努めるものとする。

そして、市が行う家庭系一般廃棄物の定期収集を受けようとするときは、ごみ収集ステーションに当該家庭系一般廃棄物をそれぞれの収集日時に船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（平成20年船橋市規則第73号。以下「規則」という。）別表第1に定めるとおりに排出するものとし、規則別表第1の右欄に掲げる方法のうち、有価物の項の別に定める方法は下表のとおりとする。

また、申込みにより戸別に収集する粗大ごみは、規則第7条に規定する方法により排出するものとする。

なお、上記にかかわらず引越し、大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出る家庭系一般廃棄物は、排出者（市民）自らが搬入先まで運搬するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を依頼するものとする。

有価物の種類	収納の方法	回収できないもの
新聞紙	束ねてひもで縛る。	
雑誌	束ねてひもで縛る。	金具のついたもの（バインダー、アルバム、カタログ等）、見本（タイル、壁紙等）、複写式のもの（カーボン紙等）、表面等がビニールコーティングされているもの
雑がみ	束ねてひもで縛る。 紙袋に入れて、ひもで縛る。	
段ボール	束ねてひもで縛る。	ビニール類、雑紙、表面がコーティングされているもの（防水加工等してあるもの）、カビが生えて腐食しているもの、発泡スチロールの付いているもの、たたんで排出されていないもの
古着	透明な袋又は「古着」若しくは「毛布」と表示した袋に収納する。	濡れているもの、ぬいぐるみ等、綿類（ふとん、シーツ、まくら、クッション等）、革製品（カバン、靴、ベルト等）、じゅうたん、カーペット、カーテン等
紙パック	束ねてひもで縛る。	お酒のパック、たたんで排出されていないもの、内側がアルミ等でコーティングされているもの

② 家庭系一般廃棄物の収集運搬計画

市が行う家庭系一般廃棄物の収集運搬は下表のとおりとする。

なお、天候の影響によりJR総武線(各駅停車・快速線)の計画運休が行われる日は、ごみ収集ステーションのごみ収集を中止する。また、それ以外においても、荒天等によりごみ収集を中止する場合がある。

市の設置した一般廃棄物処理施設に直接搬入する場合は、条例第22条第2項及び規則第12条に規定する受入基準に従わなければならない。

(単位：t/年)

区分	一般廃棄物の種類	収集主体	収集回数又は受付時間	収集方法	搬入先	搬入量	
収集	可燃ごみ	直営(昼間収集)又は委託業者(夜間収集)	週2回	指定袋によるごみ収集ステーションでの収集※1※2	北部清掃工場又は南部清掃工場	99,250	
	不燃ごみ	委託業者	月1回		西浦資源リサイクル施設	2,720	
	粗大ごみ		週1回(最短)	申込制戸別収集(有料)	西浦資源リサイクル施設又は北部清掃工場	2,680	
	資源ごみ		ビン	週1回	ごみ収集ステーションでの収集※2	船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター	3,656
		カン・金属類			2,411		
		ペットボトル			2,203		
	使用済み小型家電※3	協定法人(譲渡)	週1～3回(一部月1回)	拠点回収(6か所)	障害者福祉事業所	19	
			委託業者	週1～2回又は月1回		拠点回収(14か所)	15
	有価物	新聞紙	船橋市有価物回収協同組合※5	週1回	ごみ収集ステーションでの収集※2	問屋等	13,100
		雑誌					
		雑がみ					
段ボール							
古着※4							
紙パック							
へい死動物死体	委託業者	不定期	申込制戸別収集(有料)又は戸別収集※6	市の一時保管施設からエルエス工業(株)	10		
直接搬入	可燃ごみ	排出者自ら又は許可業者	受付時間内随時		北部清掃工場又は南部清掃工場	850	
	不燃ごみ				西浦資源リサイクル施設	280	
	粗大ごみ				西浦資源リサイクル施設又は北部清掃工場	2,920	

区分	一般廃棄物の種類	収集主体	収集回数又は受付時間	収集方法	搬入先	搬入量
直接搬入	使用済み小型家電	排出者自ら又は認定事業者(宅配便による) ^{※7}	受付時間内随時		認定事業者 ^{※7}	35
	へい死動物死体	排出者自ら	受付時間内随時		市の一時保管施設からエルエス工業(株)	3

- ※1 昼間収集地区は午前8時30分までに、夜間収集地区は午後7時30分までにごみ収集ステーションに出すこととする。
- ※2 自力でごみをごみ収集ステーションまで出すことが困難であり、他の者から支援を受けられない要介護者等に対しては、戸別に自宅を訪問しごみの収集を行う「ふれあい収集事業」を実施する。
- ※3 使用済み小型電子機器等の回収に係るガイドラインに定める特定対象品目で、回収ボックスに入るものとする。
- ※4 雨天時は回収しない。
- ※5 規則第5条第1項第2号に規定するその他市長が必要があると認める者は、船橋市有価物回収協同組合の組合員で、有価物回収の回収業者として登録した者とする。
- ※6 野良動物等、市へ問い合わせがあったものとする。
- ※7 国の認定事業者とする。

2. 事業系一般廃棄物

事業者は、条例第5条に規定する責務を遵守し、条例第11条に規定する事業系一般廃棄物の減量及び資源化に努めるものとする。

そして、事業系一般廃棄物は、排出事業者の責任において下表の施設に自ら運搬するか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するものとする。

なお、直接搬入する場合は、条例第22条第2項及び規則第12条に規定する受入基準に従わなければならない。

(単位：t/年)

区分	一般廃棄物の種類	受付時間	搬入先	搬入量	
直接搬入	可燃ごみ	受付時間内随時	北部清掃工場又は南部清掃工場	44,800	
	粗大ごみ ^{※1}		西浦資源リサイクル施設又は北部清掃工場	1,140	
	資源ごみ		ビン	船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター	244
			カン・金属類		42
			ペットボトル		7
その他	粗大ごみ(木くず)		(株)ヘカサス ^{※2}	830	
	食品残渣		J&T環境(株)、(株)農業技術マーケティング、NPO法人エコ野菜クラブ、バイオエナジー(株)、(株)アルフォ又は(株)バイオフードリサイクル	972	
	へい死動物死体		エルエス工業(株)	3	
	胞衣及び産褥汚物等		(有)市川胞衣社	4	

- ※1 可燃物のみの搬入とする。
- ※2 剪定枝、草木類の樹木のみの搬入とする。

3. 排出禁止物の処理方法

条例第20条第1項及び規則第10条に規定する排出禁止物は、次のとおり処理するものとする。

- ① 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機）は、同法第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所に自ら搬入する、又は同法第9条に規定する小売業者に引取りを求める若しくは許可業者に委託して、当該場所に搬入する。
- ② 廃パーソナルコンピュータは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、回収する当該パソコンのメーカーがある場合はメーカーに、回収するメーカーがない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会又は認定事業者へ回収を依頼する。
- ③ 廃二輪自動車、廃原動機付自転車は、国内二輪メーカー及び輸入事業者の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定引取窓口を持ち込む。
- ④ 廃消火器は、廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店を持ち込む。
- ⑤ 廃FRP船は、廃FRP船リサイクルシステムに基づく登録販売店に相談の上処理する。
- ⑥ 以下に挙げる排出禁止物は、排出者が自ら処理するか、又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼するか、専門業者に依頼するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行う。
 - ・廃スプリングマットレス
 - ・ピアノ・オルガン等の鍵盤楽器（電子式のものを含む）
 - ・解体していない建物設備（大型プラスチック及び太陽熱温水器等）
 - ・強化プラスチック製スポーツ用品（トレーニングマシン等）
 - ・強化プラスチック製用品（バンパー、カウル、エアロパーツ等）
- ⑦ その他の排出禁止物は、排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行う。

第4節 中間処理計画

1. 中間処理施設の概要

処理対象	施設名	所在地	処理能力	処理方式
可燃ごみ	南部清掃工場	船橋市潮見町38番	339 t / 日 (113t/日×3炉)	全連続燃焼式 焼却炉 (ストーカ式)
可燃ごみ 粗大ごみ	北部清掃工場	船橋市大神保町 1360番地1	381 t / 日 (127t/日×3炉)	全連続燃焼式 焼却炉 (ストーカ式)
			15 t / 日	破碎・選別
不燃ごみ 粗大ごみ	西浦資源リサイクル 施設	船橋市西浦1丁目4 番2号	不燃：29 t / 日 粗大：34 t / 日	破碎・選別
資源ごみ	船橋ビン・カン・ペッ トリサイクルセンター	船橋市小野田町 1531番地	ビン：42t/日 カン：25t/日 ペット：8t/日	手選別・磁選・圧 縮・梱包
樹木	(株)ジャンクサービ ス 樹木資源化センター	船橋市豊富町1334 番	18.5 t / 日	破碎
樹木	(株)ペガサス	船橋市高根町183番 1	12.96 t / 日	破碎
廃スプリングマ ットレス等	(株)ヤマウチ	船橋市小野田町891 番1	1.2 t / 日	破碎
			2.87 t / 日	圧縮
焼却灰	中央電気工業(株)	茨城県鹿嶋市大字 光4番地	520 t / 日	熔融
焼却灰	ツネイカムテックス(株) 埼玉工場	埼玉県大里郡寄居 町大字三ヶ山250番 地1	316.52 t / 日	焼成
焼却灰	八戸セメント(株)	青森県八戸市大字 新井田字下鷹待場7 番1号	1,598.4 t / 日	焼成
焼却灰	メルテックいわ き(株)	福島県いわき市四 倉町字芳ノ沢1-75	158.5t/日	熔融
破碎残渣 破碎不燃物	ASRリサイクリ ング鹿島(株)	茨城県鹿嶋市大字 光3番地	140 t / 日	熔融
破碎不燃物	エコシステム 秋田(株)	秋田県大館市花岡 町字堤沢42番地	223 t / 日	焼却
破碎不燃物	三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野 字鉢屋4713番地	766 t / 日	焼却
			387 t / 日	焙焼
ガラス残渣	ガラスリソーシング(株)	銚子市春日町740番 地の1	400 t / 日	破碎

処理対象	施設名	所在地	処理能力	処理方式
廃タイヤ	(株)イトウ	千葉市中央区浜野町1025番地168	37.185 t / 日	切断
			238.86 t / 日	破碎
			28.80 t / 日	圧縮分離
廃乾電池	未定(入札により決定)			
廃蛍光管等	野村興産(株)	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	38.78 t / 日	焙焼
使い捨てライター	長沼商事(株)	埼玉県所沢市林一丁目306番地の7	230kg/日	無害化
食品残渣	J&T環境(株)	千葉市中央区川崎町1番地	60 t / 日	メタン発酵
食品残渣	(株)農業技術マーケティング	市川市本行徳2554番地63	92 t / 日	飼料化
食品残渣	NPO法人エコ野菜クラブ	印旛郡栄町興津956番地	4.8 t / 日	堆肥化
食品残渣	バイオエナジー(株)	東京都大田区城南島3丁目4-4	130 t / 日	メタン発酵
食品残渣	(株)アルフォ	東京都大田区城南島3丁目2-10、3-2	280 t / 日	飼料化
			30 t / 日	メタン化
食品残渣	(株)バイオフードリサイクル	神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番5	210.58 t / 日	メタン発酵
へい死動物死体	エルエス工業(株)	栃木県那須塩原市高林307番5	2.3t/日	焼却
胞衣及び産褥汚物等	(有)市川胞衣社	市川市本行徳1338番地	1.5 t / 日	焼却

2. 廃棄物の処理手数料に係る事項

条例第39条第4号に規定する市長が指定する一般廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

- ・ 北部清掃工場（船橋市大神保町1360番地1）
- ・ 南部清掃工場（船橋市潮見町38番）
- ・ 西浦資源リサイクル施設（船橋市西浦1丁目4番2号）

第5節 最終処分計画

1. 最終処分場の概要

処理対象	施設名	所在地	処理能力	処理方式
焼却灰 破碎不燃物 不燃物	ジークライト(株)	山形県米沢市大字 板谷字四郎右エ門沢 773番地1, 773番地2	埋立面積 121,786m ² 埋立容量4,270,673m ³ 残余容量1,955,000m ³	埋立
焼却灰 焼却残渣	グリーンフィル 小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町 小坂鉦山字杉沢96番 29	埋立面積 91,400m ² 埋立容量2,700,000m ³ 残余容量1,030,000m ³	埋立
焼却灰	新井総合施設 (株)	千葉県君津市怒田 字花立643-1	埋立面積 171,210m ² 埋立容量4,263,860m ³ 残余容量 242,288m ³	埋立
焼却灰 破碎不燃物	(株)アシスト	山形県村山市大字 富並字百森4889番地 10	埋立面積 45,800m ² 埋立容量 969,056m ³ 残余容量 219,068m ³	埋立
へい死動物 死体	エルエス工業(株)	栃木県那須塩原市高 林307番5	埋立面積 56m ² 埋立容量 224m ³ 残余容量 125.3m ³	埋立

第6節 その他

1. 家庭系一般廃棄物発生の抑制等のための方針に関する事項

事業名	概要
出版物を利用した啓発	ごみの分別方法や出し方、ごみの減量のためのリサイクル施策等を啓発する「家庭ごみの出し方・リサちゃんだより」を作成し、全世帯へ配付してその周知を図る。また「リサちゃんだよりプラス」等を作成し、ごみに関する施策や情報を広く周知する。
スマートフォン等を活用したごみ分別の普及啓発	スマートフォン向けごみ分別アプリケーション「さんあ〜る」を活用し、ごみ分別に対する意識を高め、ごみの減量化及び資源化を促進する。
まちづくり出前講座等の活用	ごみ処理の現状を認識してもらい、ごみの減量や資源化に向けた意識の向上を図るため、まちづくり出前講座等を活用する。
環境学習の推進	小中学生向け出前授業やごみ処理施設の見学会等を実施する。
クリーン船橋530推進運動の実施	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第5条の8第1項の規定により委嘱する船橋市廃棄物減量等推進員（クリーン船橋530推進員）により、次の活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）ごみの適正な分別・排出および3R促進に係る啓発 （2）生活環境保全に関し、本市と地域住民及び地域住民相互間の調整 （3）地域における美化活動の促進に関すること （4）市の環境関係PR活動への協力 （5）地区活動の活動計画書・報告書の提出
生ごみ処理容器等の普及	家庭から出る生ごみの減量と資源化を促進するため、微生物等を利用した生ごみ処理容器及び処理機の購入者に対し、費用の一部を助成する。
ごみ収集ステーションの設置に向けた指導	規則第19条に規定する共同住宅等を建築しようとする者又は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者に対して、ごみ収集ステーションに関する協議を義務づけ、ごみ収集ステーションの設置に向けた指導を行う。
食品ロス削減の推進	<p>令和6年度船橋市食品ロス削減推進計画行動計画を策定し、食品ロス削減に関する取組みについて啓発を行う。</p> <p>また、フードドライブを実施し、集めた食品はフードバンクふなばしへ寄付する。</p>

2. 事業系一般廃棄物発生の抑制等のための方針に関する事項

事業名	概要
ごみの減量等を図るための啓発、指導	事業系ごみの適正処理と減量に関するパンフレット配布等により、小規模事業者に対してごみの減量、資源化及び適正な処理に取り組むように啓発、指導を行う。 また、ごみ処理施設における受入の確認を強化する。
事業用大規模建築物の所有者等に対する啓発、指導	規則第14条に規定する事業用大規模建築物の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任と減量等計画書の提出を義務づけ、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の減量及び資源化について、啓発と立入調査を行い廃棄物の適正処理に関する指導を行う。
事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所の設置に向けた指導	事業用建築物の所有者又は当該建築物を建築しようとする者に対して、事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置するように指導を行う。そのなかで、事業用大規模建築物を建築しようとする者に対しては、事前協議とその設置を義務づける。

3. その他一般廃棄物発生の抑制等のための方針に関する事項

事業名	概要
「クリーン船橋530の日」、「船橋をきれいにする日」の実施	市内全域を対象として、道端や植え込み等にある散乱ごみの清掃活動を実施する。(5月26日、11月17日)
不法投棄パトロールの実施	廃棄物の不法投棄防止を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的として、廃棄物不法投棄パトロールを実施する。
ポイ捨ての防止等による美化推進	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例(平成16年船橋市条例第19号)第7条第1項の規定により指定した重点区域を中心として、巡視員によるパトロールを実施する。 また、令和3年3月に行った同条例の一部改正に伴い、指定喫煙所設置による実証実験(期間:令和3年10月25日から令和5年10月31日まで)を行った。この実証実験期間中、路上喫煙率調査、散乱ごみ定点調査、浮遊粉塵調査、指定喫煙所周辺通行人アンケート調査等を概ね6か月ごとに実施した結果、違反件数や散乱ごみ数の減少、路上喫煙率の低下が確認できたことから、罰則規定の強化の効果も含め、指定喫煙所の設置が公共の場所での喫煙やポイ捨ての防止に一定の効果をもたらしたと考えたため、指定喫煙所の設置を継続し、さらなるまちの環境美化を目指す。 【重点区域】 ・第1号区域 J R 船橋駅周辺部 (平成16年10月1日指定) ・第2号区域 J R 西船橋駅周辺部 (平成18年7月10日指定) ・第3号区域 J R 津田沼駅北口周辺部 (令和元年9月10日指定)

事業名	概要
駅前等における美化清掃の実施	<p>繁華街、駅前等の清掃美化を目的とした駅前等清掃業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃総延長：2,933m ・清掃箇所：船橋駅前、東船橋駅前、津田沼駅前、西船橋駅前、下総中山駅前、北習志野駅前、高根公団駅前、下総中山駅南口、船橋法典駅前、西船橋駅南口西側、本町通り、市役所周辺、南船橋駅前、京成船橋駅前、小室駅前
環境美化モデル活動の支援	<p>環境美化モデル活動認定要綱を活用して、地域で持続的に行われている環境美化活動を側面的に支援し、環境への負荷の削減、環境美化の向上を図る。</p>
清掃・環境衛生事業概要の作成	<p>廃棄物の減量、資源化及び適正な処理を図るため市の取組み、結果、実績等をまとめた「清掃・環境衛生事業概要」を作成し、広く周知する。</p>
ホームページの充実	<p>ごみに関する施策や情報を幅広く提供するため、ホームページの充実を図る。</p>

4. 一般廃棄物処理業の許可に係る事項

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬については、ごみの排出量等を勘案し、既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できる状態においては、新規の収集運搬業は許可しない。

また、一般廃棄物(ごみ)の処分については、ごみの排出量等を勘案し、既存の処分業の許可業者で適正に処理できる状態においては、新規の処分業は許可しない。ただし、排出禁止物の資源化を行う場合には、その排出量、処理量等を勘案して当該廃棄物に係る一般廃棄物処分業を許可する。

第2章 生活排水

第1節 排出の状況（計画量）

（単位：kl／年）

一般廃棄物の種類	処 理 量		合計
し 尿	船橋市分	2,466	45,806
	習志野市分※	416	
	計	2,882	
浄化槽汚泥	船橋市分	39,550	
	習志野市分※	3,374	
	計	42,924	

※ 習志野市の委託を受けて処理するもの

第2節 処理主体

一般廃棄物の種類	処理主体
し尿	市（直営）
浄化槽汚泥	市（直営）

第3節 収集計画

（単位：kl／年）

一般廃棄物の種類	収集主体	搬入先	搬入量
し 尿	委託業者	西浦処理場	2,466
浄化槽汚泥	許可業者		39,550

第4節 中間処理計画

1. し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理方式
西浦処理場	船橋市西浦1-4-1	180kl／日	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理設備

2. 処理される一般廃棄物の量及び処理施設

（単位：t／年）

処理対象	発 生 量	処 理 量	施 設 名
脱水汚泥 （し渣、沈砂含）	2,030	700	北部清掃工場
		700	南部清掃工場
		630	よりいコンポスト(株)

3. 処理施設の概要

処理対象	施設名	所在地	処理能力	処理方式
脱水汚泥	北部清掃工場	船橋市大神保町 1360番地1	381 t / 日 (127t/日×3炉)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)
	南部清掃工場	船橋市潮見町38 番	339 t / 日 (113t/日×3炉)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)
	よりいコンポスト (株)	埼玉県大里郡寄 居町大字三ヶ山 字大谷352番地	200 t / 日	発酵による堆肥化

第5節 最終処分計画

北部清掃工場及び南部清掃工場に搬入された脱水汚泥は、他の一般廃棄物と併せて焼却後、処分する。

第6節 その他

1. 一般廃棄物排出の抑制等のための方針に関する事項

下水道事業計画区域外を主とする指定地域において、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する場合に、撤去費用及び設置費用に対し補助金を交付し、公共用水域の水質汚濁を抑制する。

- ① (対象)居住用住宅(共同住宅及び店舗併用住宅を含む)に設置する5人槽から10人槽までのもので、市の指定地域に設置する高度処理型合併処理浄化槽。
- ② (補助単価)設置状況に応じて下記限度額の範囲内で補助。
 - ・5人槽 474,000円(N10タイプ) 354,000円(N20タイプ)
 - ・6～10人槽 570,000円(N10タイプ) 387,000円(N20タイプ)
 - ・単独処理浄化槽の撤去費用 180,000円
 - ・くみ取り便槽の撤去費用 100,000円
 - ・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換に伴う宅内配管工事費用 300,000円

2. 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- ① 高度処理型合併処理浄化槽への転換に関する啓発活動(市ホームページへの掲載、環境フェア等のイベントに参加し普及啓発)を行う。
- ② 浄化槽の適正管理に関する啓発活動
 - ・保守点検・清掃及び法定検査受検等を促進するため、浄化槽管理者に文書等で周知を図る。
 - ・浄化槽にかかる悪臭等の苦情調査を実施し、不適切な管理者に対して改善を指導する。